

# NPO法人ジュニアヘアドレッサースクール

## 会員規約

### 第1条 名称

この法人は、「NPO法人ジュニアヘアドレッサースクール」(以下「JHS」と称する。

### 第2条 目的

この法人は、小学生、中学生、高校生を対象とした美容スクールの運営により、美容文化の伝承、美容技術の習得、美容師の育成を図り、美容業界の発展並びに一般市民へ美容の普及と、それを担う技術者の職業能力の開発及び向上に寄与することを目的とする。

### 第3条 事業の種類

1 会員は前条の目的を達成するため、次の事業を行うことができる。

- |                       |            |
|-----------------------|------------|
| (1) 特定非営利活動に関わる事業     | (2) その他の事業 |
| ①美容技術や美容教育に関するスクールの運営 | ①物品販売事業    |
| ②イベント・セミナー等の開催事業      | ②福利厚生事業    |
| ③その他目的を達成するために必要な事業   |            |

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

### 第4条 入会

会員として入会しようとするものは、入会申込書を理事長に提出し、理事長の承認を得なければならない。理事長は、会員の申し込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもってその旨を通知する。

### 第5条 入会金及び会費 ※消費税込み

会員は、入会時に入会金 30,000 円、及び年会費 60,000 円 (月 5,000 円 × 12 ヶ月) を納入しなければならない。

### 第6条 開校

会員は、開校の前に 4 時間 × 3 回の JHS 講習を受講しなければならない。受講できる人員は、講師 1 名につき 3 名までとする。この人員を超える場合は事前に申し、講師の人員を増やした上で受講しなければならない。

### 第7条 講習費 ※消費税別

JHS 講習を受講する会員は、講習費 120,000 円 (40,000 円 × 3 回) を納入しなければならない。交通費、宿泊費、食事代は含まない。講習時間の延長は 1 時間 10,000 円、追加講習を希望する場合は 1 日 (4 時間) 40,000 円とする。講師を追加する場合は 1 日 (4 時間) 15,000 円、時間延長は 1 時間 3,750 円とする。

### 第8条 免責事項

スクールの運営において生じた損害、経費、損失については、該当スクールを運営している会員サロンに帰属し、法人本部では一切の責任を負わないものとする。

### 第9条 退会

1 会員は退会届けを理事長に提出し、任意に退会することができる。

2 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとする。

- (1) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。
- (2) 会費を 1 年以上滞納したとき。

### 第10条 除名

会員が、次の各号のいずれかに該当する場合にはこれを除名することができる。

- (1) この規約に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

### 第11条 搬出金品の不返還

会員が納入した入会金、会費及びその他の搬出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

NPO法人 ジュニアヘアドレッサースクール

〒824-0005 福岡県行橋市中央3丁目9番8号2F TEL:0930-25-8010 FAX:0930-22-3141